

令和5年6月23日

令和5年6月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

## 茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和5年6月23日(金) 午後1時30分～2時

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(13人)

会長	3番	小濱	邦臣		
副会長	8番	中村	正治		
委員	1番	森	善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田	好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭	周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西	壽男	10番	大西 清一
	12番	吉田	公俊	13番	久保 睦子
	14番	中野	稔		

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

第1地区	九鬼	実	第2地区	中井	昇
第3地区	中野	勝之	第4地区	上田	昌彦
第5地区	行田	修	第6地区	谷山	正昭
第7地区	辻	清一			

5 欠席委員(1人)

11番 宮本 正裕

6 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	谷田 明夫	事務局次長	松下 伸弘
事務局長代理	奥田 真貴子		

7 議事録署名委員

2番	南野 悟	4番	吉田 好
----	------	----	------

8 議事日程

- (1) 一般事務に関する報告
- (2) 議事録署名委員の指名
- (3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)

- 議案第3号 茨木市農地利用最適化推進委員候補者の決定
- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（専決処理分）
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知
- 報告第4号 事業計画変更届（農地法第5条第1項第6号の規定による届出）
- 報告第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認

## 9 会議の概要

議 長

それでは、ただ今より、令和5年6月定例会を開会いたします。  
現在の出席委員は13名でありますので、会議は成立いたしております。  
なお、推進委員の出席は7名であります。

議 長

それでは、議事日程に従い順次進めてまいります。  
始めに一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程、お目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。  
慣例によりまして、私からご指名申し上げてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

ご異議なしと認め、議席番号、2番、南野 悟委員、並びに、議席番号、4番、吉田 好委員をご指名申し上げます。

議 長

これより付議案件の審議を行います。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件を議題といたします。  
なお、本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認、及び地元関係者との調整をお願いしておりましたが、それぞれ問題はないとの回答をいただいておりますので報告いたしておきます。  
それでは申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。  
事務局次長、松下君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件、1筆、244平方メートルについてでございます。

申請地の位置等については、議案第1号参考資料でご確認ください。

内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、耕作目的で所有権を取得するため申請があったものです。

議案書では譲受人の耕作面積がゼロ平方メートルとなっておりますが、約3年前まで兵庫県丹波市で五反ほどの田畑を所有し、稲作、野菜、ブドウ等を生産販売されておりました。

現在も農機具を所有されており、本件申請地を譲り受け、小豆を生産する計画です。

耕作の事業に供すべき農地の全てを、効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しましてご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

## 議 長

次に、議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、15件を議題といたします。

それでは申請内容につきまして事務局の説明を求めます。

事務局長代理、奥田さん。

## 事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定15件、31筆、24,899平方メートルについて、茨木市長から農業委員会会長あて利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでございます。

内容でございますが、1項目及び30項目の権利関係は、使用貸借権、10年の新規設定、2項目から17項目まで及び23項目から28項目までの権利関係は使用貸借権、5年の新規設定、18項目から22項目及び29項目までの権利関係は賃借権、5年の新規設定、31項目の権利関係は使用貸借権、5年の再設定となっております。

まず1項目から29項目について説明いたします。

借り手は農地中間管理機構であり、所有者から農地を借り受け転貸することについて、事前に大阪府知事との協議が行われ、同意がされております。

まず1項目の転借人につきまして、議案参考資料をもとに説明させていただきます。

転借人は市内在住で、準農家候補者名簿に登録されております。

年間の農業従事日数は300日、キクイモ、トウモロコシ、わさび等の野菜や大豆を栽培する計画であります。

既にトラクター、コンバイン、草刈り機を所有されております。

研修等の受講履歴としまして、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学の農業入門講座を受講され、農業技術を習得されております。

続きまして、2項目から29項目の転借人並びに30項目及び31項目の借り手につきましては農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれます。

いずれも農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

## 議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、15件につきましても、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第3号、茨木市農地利用最適化推進委員候補者の決定を議題といたします。

なお、森委員、西ノ坊委員、中井推進委員、中野勝之推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、及び茨木市農業委員会会議規則第12条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、審議の間、暫時退席をお願いいたします。

(森委員、西ノ坊委員、中井推進委員、中野勝之推進委員 退室)

議 長

本件につきましては、茨木市農地利用最適化推進委員候補者選定委員会要綱の規定に基づき、私と中村副会長、大西ふるさと農業再生委員会委員長、矢頭都市農政対策委員会委員長、中立委員の大川委員により、5月24日及び31日に選定委員会を開催いたしました。

審議の結果、議案等の候補者一覧表のとおり、7名の方をそれぞれ担当地区の推進委員候補者として選定いたしましたので、茨木市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程第7条第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

審議経過につきましては、推薦申込書に記入された内容に基づき、茨木市農地利用最適化推進委員候補者選定基準により、担当地区ごとに推薦を受けた者を各委員が個別に評価いたしました。

今回、それぞれの地区で、推薦委員候補者の推薦を受けた方が1名ずつであり、いずれも基準点を上回っておりますので、審議しました7名の方を、それぞれの担

当地区の推薦委員候補者として選定いたしましたものでございます。  
以上報告させていただきます。

議 長

これより質疑を行います。  
ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等はございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。  
茨木市農地利用最適化推進委員候補者の決定につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

(関係委員、自席に戻る)

議 長

次に、報告案件に移ります。  
報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出、専決処理分、4件。  
以下、報告第5号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認、1件で  
ございますが、いずれも事務処理要領に基づき処理いたしましたものでございます。  
よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。  
ここで、今後の行事予定を申し上げます。  
来月の定例会でございますが、7月14日、金曜日、午後1時30分から本会議  
室で開催いたします。

議 長

それでは、これもちまして令和5年6月定例会を閉会といたします。  
慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。



上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年6月23日

茨木市農業委員会

議長

署名ずみ

---

署名委員

署名ずみ

---

署名委員

署名ずみ

---

